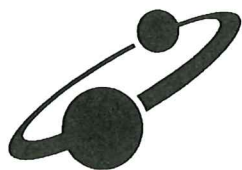


会報

令和5年4月号



発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号
TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055
E-mail keiei_center@ockc1969.jp
URL <http://www.ockc1969.jp>
協同組合 大阪中小企業経営センター
発行責任者 山添 浩平

新規組合員募集中

税務・労務・行政・法律の
ご相談と手続きは、当経営センター
まで、お待ちしております。

只今、当組合では、新規組合員を募集しております。お知り合いなどの事業所で、まだ、ご入会頂いていない事業所がございましたら、当経営センターまでご紹介くださいますようお願い致します。賛助会員の方は、随時、協同組合へのご入会を受け付けておりますので、お気軽に事務局まで、お問い合わせくださいますようお願い致します。

★弁 護 士	井 上 健 策
★税 理 士	本 田 浩 基
★司 法 書 士	法 常 博
★社会保険労務士	山 添 浩 平
★行 政 書 士	本 田 浩 基



『業務災害補償保険』のご案内

『業務災害補償保険(ビジネスJネクスト)』は、
当経営センターの組合員様・会員様であれば、最大58%保険料
の割引がございます。

※チラシを同封しております

インボイス制度の改正事項

税務

～はじめに～

会報新年号にて令和5年税制改正大綱について、簡便に列挙させて頂きました。そこで今回は令和5年10月1日より施行されますインボイス制度の改正内容について掲載していきます。

1. 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（案）

免税事業者が新たにインボイス発行事業者になると消費税申告が必要となります。また、それに伴い発生する経理等の負担軽減を図る為、消費税申告の計算方法に対する経過措置が下記のように講じられます。

～消費税納税額計算例～

●修理業（5種） ●税込売上高880万円 ●税込課税仕入等経費330万円

～通常方式～

①原則課税・・・受け取った消費税から支払った消費税を差し引いた額が納税額

80万円（受取った消費税）－30万円（支払った消費税）＝**50万円**

②簡易課税・・・業種ごとのみなし仕入れ率（90～40%）を受け取った消費税から差し引いた額が納税額

80万円（受け取った消費税）－40万円（80万円×50%）＝**40万円**

※みなし仕入れ率は業種別に1種（卸売業）90%～6種（不動産業）40%となっています。

～経過措置～

受け取った消費税額の20%が納税額

80万円×20%＝**16万円**

※上記の特例は、免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる者を対象とし、制度開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用でき、その後は通常方式のどちらかの選択適用となります。

2. 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（案）

軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定の為に領収書等の証票が必要となることから、本来はすべての取引についてインボイス（請求書等）の保存が義務付けられています。この点について、インボイス制度への円滑な移行等を図る為、下記の軽減措置が設けられます。

基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を行うことができます。

※基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6カ月の期間の課税売上高が5,000万円以下の場合は対象となります。

3. 少額な返還インボイスの交付義務の免除（案）

インボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際に売手と買手の税率と税額の一致を図るため、値引等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類（返還インボイス）の交付義務が課されることになっていました。

しかしながら、決済の際等で、買手側の都合で振込手数料等を差し引かれて振り込まれた場合など、売手が値引処理する場合に新たな事務負担が懸念されていました。それを踏まえ、事務負担の軽減の為、少額な値引等（1万円未満）については、返還インボイスの交付が不要とされます。

4. 登録制度の見直し（案）と手続きの柔軟化

- 課税期間の初日から登録事業者になる場合、その課税期間の初日から起算して15日前までを申請期限とします。（現行は1カ月前）
- インボイス登録事業者の取消につて申請する場合も課税期間の初日から起算して15日前が提出期限とします。
- 令和5年10月1日以後に免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けようとする場合、申請書の提出日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載出来るようになります。

※いずれの場合も15日前に統一されています。

- 令和5年10月1日の登録を希望する場合について、令和5年3月31日より後に申請する際に、これまでは同日までの申請が困難な事情を記載する必要がありましたが、この改正により、記載の必要がなくなりました。

月60時間を超える時間外労働の割増賃金

～令和5年4月1日～



令和5年4月1日施行の労働基準法改定により中小企業において、1か月60時間を超える法定時間外労働に対する割増率が、現行の25%以上から50%以上に引き上げられます。

(令和5年3月31まで)

(令和5年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率			⇒	月60時間超の残業割増賃金率		
大企業は50% (H22,4月から適用) 中小企業は25%				大企業、中小企業ともに50%		
	1か月の時間外労働 1日8時間、1週40時間を超える労働時間			1か月の時間外労働 1日8時間、1週40時間を超える労働時間		
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超	
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%	
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%	

(令和5年4月1日から労働させた時間について割増賃金の引上げ対象)

※深夜・休日労働の取り扱い

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※) 法定休日労働の割増賃金率は35%です。

「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できるもの

割増賃金の基礎となるのは、所定労働時間の労働に対して支払われる「1時間あたりの賃金額」です。例えば月給制の場合、各種手当も含めた月給を1か月の所定労働時間で割って、1時間当たりの賃金額を算出します。この時、以下の①～⑦は、労働と直接的な関係が薄く、個人的事情に基づいて支給されていることなどにより、基礎となる賃金から除外することができます。

- ① 家族手当
- ② 通勤手当
- ③ 別居手当
- ④ 子女教育手当
- ⑤ 住宅手当
- ⑥ 臨時に支払われる賃金
- ⑦ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

①～⑦は、例示ではなく、限定的に列挙されているものです。これらに該当しない賃金はすべて算入しなければなりません。

また、①～⑤の手当てについては、このような名称の手当てであれば、すべて基礎となる賃金から除外できるわけではありません。

家族手当、通勤手当、住宅手当については除外できる手当の具体的範囲は、下記の通りです。

① 家族手当	
割増賃金の基礎から除外できる家族手当とは、扶養家族の人数またはこれを基礎とする家族手当額を基準として算出した手当をいいます。	
除外できる例	扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に応じて支給するもの。(例) 扶養義務のある家族1人につき、1か月当たり配偶者1万円、その他の家族5千円を支給する場合
除外できない例	扶養家族の有無、家族の人数に関係なく一律に支給するもの。(例) 扶養家族の人数に関係なく、一律1か月1万円支給する場合
② 通勤手当	
割増賃金の基礎から除外できる通勤手当とは通勤距離または通勤に要する実際費用に応じて算定される手当をいいます。	
除外できる例	通勤に要した費用に応じて支給するもの。(例) 6か月定期券の金額に応じた費用を支給する場合
除外できない例	通勤に要した費用や通勤距離に関係なく一律に支給するもの。(例) 実際の通勤距離にかかわらず1日300円支給する場合
③ 住宅手当	
割増賃金の基礎から除外できる住宅手当とは、住宅に要する費用に応じて算定される手当をいいます。	
除外できる例	住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給するもの。(例) 賃貸住宅居住者には家賃の一定割合、持家居住者にはローン月額の一定割合を支給する場合
除外できない例	住宅の形態ごとに一律に定額で支給するもの。(例) 賃貸住宅居住者には2万円、持家居住者には1万円を支給する場合

健康保険料率&雇用保険料率の変更!

令和5年3月分(4月納付分)より
健康保険の料率が変わりました!

3月分以降の健康保険料率・厚生年金保険料率は下記の通りです。

- 健康保険 10.29% (本人負担分5.145%) 介護保険該当なし
- 健康保険 12.11% (本人負担分6.055%) 介護保険該当 ※
- 厚生年金 18.30% (本人負担分9.150%)

※介護保険該当者は40歳以上65歳未満の方です。

●令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率

		負担者		①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担	② 事業主負担	
事業の種類	一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
	農林水産 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
	建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

労働保険の年度更新について



労働保険事務組合、協同組合大阪中小企業経営センターに委託されている事業主の皆様には、4月下旬~5月初旬頃に「お知らせ」を郵送させていただきますので宜しくお願い致します。



引き続き募集しております 建設業一人親方の皆様へ



当組合は建設業に従事する一人親方を募集しております。特別加入に加入すると仕事や通勤途中の傷病については治療に要した費用が支給されたり、休業補償（休業4日目以降）や障害年金等の給付が受けられます。安心して働いていただく為にも是非ご加入の検討を宜しくお願い致します。

尚、保険料や保険給付の内容等につきまして、詳細をお尋ねの方や、労働保険に関するご相談がありましたらお気軽に当経営センターまでお問い合わせ下さい。※チラシを同封しております。

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット
安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください
共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00~17:00

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

他にもこんな特徴があります。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

チャットボット

なら
24時間・365日
お問い合わせに
お答えします

加入資格・手続きについてのご質問を
チャットでご回答いたします。

詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です

小規模企業共済

小規模共済

検索



加入・掛金のご質問は
こちらをクリック
24時間いつでも
チャットで質問可能です

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済

検索

2021.6

Be a Great Small.
中小機構

会員親睦会中止のお知らせ

新型コロナウイルスも収束に向けて前向きに進んではおりますが、来年度以降に実施できるよう検討させていただいております。

ご理解の程お願い申し上げます。



無料法律相談の日程は、下記の通りです。ご相談ご希望の方は、相談日の二日前までに予約が必要ですので、当経営センターまで、お気軽にお電話でお申込み下さい。

		担当弁護士	時間
4月	6日(木)	井上健策	午後5時～
5月	11日(木)	井上健策	午後5時～
6月	1日(木)	井上健策	午後5時～
7月	6日(木)	井上健策	午後5時～

無料法律相談



協同組合 大阪中小企業経営センター

理事長 山添浩平

春になり、朝日が差し込む時間が早くなってきました。梅や桜が咲き、一年で一番好きな季節という方も多いのではないのでしょうか？または花粉症などで頭がぼーっとなりやすい季節という方もいらっしゃるかも知れません。そして個人の確定申告の時期も済み、皆様はつとされている時期かも知れません。

さて春で一番有名な漢詩といえば、孟浩然の「春眠暁を覚えず 处处啼鳥を聞く 夜来風雨の声 花落ること知りぬ多少ぞ(現代語訳：春の眠りから知らぬ間に朝を迎える。あちこちから小鳥のさえずりが聞こえる。昨夜は風と雨の音。花はどれほど散ったのだろうか)」。雨が上がった春の朝の心地よさを讀んだすばらしい詩です。

漢詩と言いますと、日本文化の根底には、漢詩があつたと言っても過言ではないでしょう。例えば源氏物語や枕草子では、白楽天の詩がたくさん出てきたりします。個人的に白楽天の好きな詩は、「蝸牛角上何事をか争う 石火光中此の身を寄す 富に随い貧に随いて 且く歡樂せん口を開いて笑わざるは是れ痴人(現代語訳：カタツムリの角の上のような小さな世界で、いったい何を争っているのか。火打石の火花のような、一瞬のはかないこの世の中に身を置いているのに。富める者は富めるなりに、貧しい者は貧しいなりに、しばらく楽しむもうではないか。大きく口を開けて笑わない者は愚かである。)」です。この詩のタイトルは、「酒に對す」で、この世の中をカタツムリの角の上のように小さいものだど例えたところにこの詩のユーモラスさを個人的に感じます。

漢詩はその他にも三国志で有名な曹操が讀んでいたりしますので、歴史好きな方であれば曹操の詩を讀んでみるのもお勧めです(曹操は詩の才能も抜群で評価の高い詩人です)。私の本業は社労士ですが、私の師匠の口癖は「社労士は感性が大事」でした。会社と従業員の問題は論理だけでは解決しません。人には感情があるからです。会社も従業員もお互いが一個の独立した尊敬すべき相手として接すればある程度の労使間の問題は解決すると思いますが、いかがでしょうか？